

豊田市要介護認定業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

介護保険法第27条等に規定されている要介護認定業務について、近年の高齢化及び要介護認定者の増加に伴い、今後も業務負担の増加が予想される。当該業務について一部委託化をすることで、効率的でより安定的な業務の遂行を図るとともに、認定結果通知に要する日数の短縮化をめざし、市民サービス向上に努めるものである。

2 契約の概要

要介護認定業務の内容は、別添「豊田市要介護認定業務委託仕様書」のとおり

3 提案限度額

171,426,000円（消費税込み）

（内訳）

令和9年度 84,506,000円

令和10年度 86,920,000円

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- （1）公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- （2）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- （3）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （4）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （5）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （6）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ない。）
- （7）公告日において、令和3年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立

行政法人に限る。)発注の業務で元請として1件当たり税込金額4,500万円以上の要介護認定業務(窓口対応業務を含む。ただし、認定調査業務を除く。)の履行実績を有する者であること。

(8)業務担当責任者は、公告日において、令和3年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の要介護認定業務(窓口対応業務を含む。ただし、認定調査業務を除く。)における業務担当責任者としての経験を1年以上有すること。また、業務担当責任者は公告日から起算して3か月以上雇用されている者であること。

(9)居宅介護支援事業者、介護保険施設等、要介護認定の申請を豊田市へ行う者でないこと。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

8月24日(月)	業者選定審査会による方式の決定
8月25日(火)	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始
8月25日(火)	業務説明資料等の交付開始
9月7日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
9月8日(火)	参加資格確認通知書の送付
9月11日(金)	質問の回答期限
9月25日(金)	提案書等の提出期限
10月1日(木)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
10月2日(金)	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
11月2日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
11月11日(水) 予定	見積徴取
11月19日(木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時 令和8年10月1日(木) 午前9時～12時のうち指定する25分間

イ 場所 豊田市役所 福祉部会議室(東庁舎1階)

ウ 備考

- ・提出された企画書等に基づき1社25分(説明15分、質疑応答10分)のヒアリングを行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
- ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- ・出席者は、業務担当責任者等を含め3名以内とする。
- ・説明は提出資料のみとし、模型・パネル・追加資料等の持込みは認めない。

6 選考委員

委員長	福祉部	副部長	松原 真	
委員	豊田市社会福祉審議会高齢者専門分科会委員		傍嶋 博志	
	(豊田市介護サービス機関連絡協議会 副会長)			
	介護保険課	課長	都築 保裕	
	障がい福祉課	課長	福岡 進太	
	市民課	課長	妻木 克彦	

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年9月7日(月)午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所 福祉部 介護保険課(東庁舎1階)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

8 提案書等の提出書類

A4サイズ片面10枚以内(見積書、積算内訳書を除く。)に下記内容を記載すること(提出部数は正本1部、副本7部)。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 企業の業務実績

ア 会社概要(従業員数含む)

イ 令和3年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の要介護認定業務(窓口対応業務を含む。ただし、認定調査業務を除く。)を元請として受託した実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)

(2) 業務担当責任者の経験

ア 資格・経歴

イ 令和3年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の要介護認定業務(窓口対応業務を含む。ただし、認定調査業務を除く。)における業務担当責任者としての従事实績(業務内容及び従事期間)

ウ 現在の業務従事状況

(3) 業務実施方針

実施方針、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 業務実施体制

(5) 業務の効率化に向けた取組

(6) 業務の円滑な実施に向けた取組

- (7) クレーム・事務ミスに対する取組
- (8) 個人情報管理体制
- (9) 見積書及び積算内訳書（１部）

9 提案書等の提出期限

- (1) 提出期限 令和８年９月２５日（金）午後５時
- (2) 提出場所 豊田市役所 福祉部 介護保険課（東庁舎１階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

10 評価基準

- (1) 下記項目のうち、A及びCを事務局が採点し、Bを選考委員が採点する。A及びCの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点（２５０点）以上の者とする。

A 業務経歴等（９０点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（４０点）
- (イ) 業務担当責任者の経験（５０点）

B 業務実施計画等（７２点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（４点）
- (イ) 業務実施体制（２０点）
- (ウ) 業務の効率化に向けた取組（１６点）
- (エ) 業務の円滑な実施に向けた取組（１２点）
- (オ) クレーム・事務ミスに対する取組（８点）
- (カ) 個人情報管理体制（８点）
- (キ) 取組意欲（４点）

C 価格評価（５０点）【事務局評価】

※評価点（５００点）＝ア（業務経歴（９０点））＋イ（業務実施計画（７２点）×５人）＋ウ（価格評価（５０点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点の者が同点の場合は、「業務実施体制」及び「業務の効率化に向けた取組」の得点の合計が高かった者を契約の相手方として特定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（２５０点）に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

1 1 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。